

競技力向上委員会規程

第1章 総 則

第1条 公益財団法人東京都体育協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）

第40条の規定に基づいて、競技力向上委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第2条 委員会は、都内優秀選手の競技力向上に向けた事業を実施するための施策等を決定し、東京都のスポーツ水準の向上を図ることを目的とする。

第2章 所管事項

第3条 委員会は前条の目的を達成するため次の事項を審議するものとする。

- (1) 協会加盟競技団体の競技者の競技力向上を図ること。
- (2) 東京都の国民体育大会代表候補選手や次代を担う有望なジュニア選手の育成のための施策を実施すること。
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

第3章 委 員

第4条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (4) 協会の加盟団体のうち国体参加競技団体から1名ずつ選出された委員
- (5) 協会理事会（以下「理事会」という。）がその構成員である理事の中から選任した委員

第5条 委員の任期は定款第28条第1項に規定する理事の任期による。なお再任を妨げない。

第4章 常任委員

第6条 委員会に常任委員を置く。

第7条 常任委員は、委員会委員のうち、理事会がその構成員である理事の中から選任した委員をもって充てる。

第8条 委員会の委員長及び副委員長は理事会において常任委員の中から選任し、理事長が委嘱する。

第9条 委員長は、委員会を代表し会務を統轄する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を

代行する。

- 3 常任委員は、委員長を援け会務を執行する。

第5章 委員会

第10条 委員会は、第3条に掲げる事業を実施する上で必要な事項について審議し決定する。

- 2 委員の構成及び事業の基本方針その他重要事項については、委員会において決定し、協会理事会の承認を受けなければならない。

第11条 委員会は、委員長が招集する。委員会の議長は委員長とする。

第12条 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

ただし、あらかじめ通知された事項について、他の委員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときには議長が決するところによる。

第6章 常任委員会

第14条 常任委員会は委員会において審議、決定すべき事項を整理し、基本的な方向性について確認を行う。

第15条 常任委員会は委員長が招集する。常任委員会の議長は委員長とする。

第16条 常任委員会は常任委員（委員長、副委員長を含む。）の過半数が出席しなければ開会することができない。

- 2 常任委員会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 常任委員会は、審議に当たっては、協会業務執行理事（理事の職務権限等に関する規程第8条に基づき「競技力の向上に関すること」を所掌業務とする者に限る。）の意見を聞かなければならない。

- 2 常任委員会は、必要な助言を得る上で有用な人材をアドバイザーとして選任することができる。
- 3 理事長及び業務執行理事である各理事は、常任委員会に出席して意見を述べることができる。

第18条 緊急を要するため委員会に付議することが困難な事項、委員会から委任された事項等は常任委員会において決定することができる。

- 2 委員長は、前項の決定を行ったときは、直近の委員会議に報告してその承認を受けなければならない。

第7章 補 則

第19条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 本規程は、昭和44年4月1日より施行する。
(東京都選手強化委員会規約は、昭和44年3月31日をもって廃止する。)
- 2 この規程は、平成23年12月14日理事会議決により一部改正。
- 3 この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。